

5 服装規定

		詰	襟	セ	ー	ラ	ー
制 服	上 着	夏 服	ア 本校指定の開襟シャツとし、正しく着用する。長袖シャツはSマークを付ける。	ア 本校指定のセーラーカラーのブラウスを正しく着用する。			
		冬 服	ア 本校指定の学生服とし、正しく着用する。 イ 校章を左襟につける。 ウ 1、2組はFFJバッジを右襟につける。	ア 本校指定のブレザーとセーター・ベストを正しく着用する。 イ 1、2組はFFJバッジを左胸のポケット上につける。			
	ズ ボン	スカート	本校指定のズボンとし、正しく着用する。	本校指定のスカートとし、正しく着用する。丈は、ひざ頭を基準とする。			
ベルト		黒・紺・茶色のシンプルなベルト着用する。バックルなどの装飾的なものは禁止。					
ソックス		必ず着用し、色は黒、紺、白。但し、ワンポイント程度のマークの入ったものは良い。ルーズソックスは禁止。くるぶしが隠れる長さとする。					
通学靴		運動靴または黒か茶の革靴で華美でないものとする。					
スリッパ		本校指定のものとする。氏名を明記する。					
雨 具		自転車通学の場合は、雨合羽を着用し、傘さし運転をしない。					
防 寒 具	アウター 類	中学校指定のウインドブレーカー。黒、紺、茶、グレー、カーキ、ベージュ、アイボリー、白の華美でないもの。デザインの基準については、写真などで提示する。					
	ストッキング タイツ	色は黒・紺・ベージュとする。					
通学靴		通学靴は本校指定のもの(佐屋バック)を使用する。					
頭 髪	ア 人工的に変化を加えない(調髪は除く)。 パーマメント、カール、染色、脱色、エクステなどの禁止。 イ 前髪は目にかからない長さとする。 女子は肩よりも長い髪は、ゴム(黒・紺・茶)で束ねることが望ましい。 (備考) ヘアアイロンやドライヤーによる変色も、色に明らかな差がある場合は、その部分の髪を切ったり、黒くすることで直すこと。						
	横が耳にかからないこと、後ろは襟にかからない長さとする。 極端な髪型の禁止(著しいブロックカットなど)			肩よりも長い髪は、ゴム(黒・紺・茶)で束ねることが望ましい。			
装 飾 品		装飾品全般の着用を禁止する。ピアス、イヤリング、指輪、髪飾り、ペンダント、ネックレス、カラーコンタクトなど					
化 粧		化粧を禁止する。マニキュアやファンデーションも禁止とする。					
そ の 他		ア 夏服と冬服の着用は、各自で判断して着崩しのないように着用する。卒業式などの式典では統一する。 イ 異装をする時には、生徒手帳の異装届に記入し、担任の先生の許可を得て、指導部に届けること。					